

温泉法施行規則第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき環境大臣が定める方法等

(平成二十年七月二十三日環境省告示第五十八号)

温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)第六条の三第一項第一号及び第三号並びに第六条の六第一項の規定に基づき、環境大臣が定める方法等を次のように定め、平成二十年八月一日から適用する。

- 一 温泉法施行規則(以下「規則」という。)第六条の三第一項第一号の環境大臣が定める方法及び値は、それぞれ別表第一の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。
- 二 規則第六条の三第一項第三号の環境大臣が定める方法及び値は、別表第二の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。
- 三 規則第六条の六第一項の環境大臣が定めるメタンの濃度の値は、別表第三の上欄に掲げる測定方法ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法	
一 可燃性天然ガスを分離する設備を通過した温泉水が配管を通じて流入する貯水槽(排出口以外が密閉される構造を有するものに限る。以下同じ。)が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント
二 前号の貯水槽が設置されていない場合は、可燃性天然ガスを分離する設備を通過した直後の温泉水に付随する気体について、付表第二に掲げる方法	爆発下限界の値の五パーセント

別表第二

測定方法	メタンの濃度の値
付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント

別表第三

測定方法	メタンの濃度の値
次のいずれかの方法	
一 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できる場合は、当該ガスについて、付表第三に掲げる方法	爆発下限界の値の五十パーセント
二 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより前号の方法によることが困難であり、かつ、温泉水が配管を通じて流入する貯水槽が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表第一に掲げる方法	爆発下限界の値の二十五パーセント
三 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより第一号の方法によることが困難であり、かつ、前号の貯水槽が設置されていない場合は、ゆう出した直後の温泉水に付随する気体について、付表第二に掲げる方法	爆発下限界の値の五パーセント

付表第一

貯水槽又は温泉井戸から排出される気体中のメタンの濃度の測定の方法

一 器具

携帯型の可燃性ガス測定器

吸引式可燃性ガス検知器であって、日本工業規格(以下「規格」という。)M七六五三に定める性能及び構造の要件を満たすもの

二 測定の手順

(一) 貯水槽においては、通常の使用状態における最高の水位まで温泉水を満たし、その水位を維持した上で、常時、温泉水を流入口から流入させ、かつ、流出口から流出さ

せる。また、温泉井戸においては、温泉を常時ゆう出させる。

- ㉓ 携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、貯水槽又は温泉井戸の内外の空気をできる限り交換しない方法によりこれらの設備から排出される気体中のメタンの濃度を測定する。
- ㉔ メタンの濃度が概ね安定するまでの間継続して測定し、最も高い濃度を測定結果とする。

#### 付表第二

温泉水に付随する気体中のメタンの濃度のヘッドスペース法による測定の方法

##### 一 器具

- ㉓ 容器  
容量三リットル以上のものであって、蓋により密閉される構造を有するもの
- ㉔ 付表第一の一に掲げる器具

##### 二 測定の手順

- ㉓ 温泉水及びこれに付随する気体を空気に触れないように容器にその容量の五分の一まで採取する。
- ㉔ 当該容器を速やかに密閉し、強く振とうすることにより温泉水に付随する気体を分離し、直ちに、携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、容器の内部のメタンの濃度を測定する。
- ㉕ ㉓及び㉔の操作を三回以上行い、測定された濃度のうち最も高いものを測定結果とする。また、一度使用した容器を再度使用する場合には、温泉水を採取する前に容器の内部のメタンの濃度を測定し、メタンが検出された場合は、これを除去する。

#### 付表第三

温泉の採取に伴い発生するガス中のメタンの濃度の水上置換法による測定の方法

##### 一 器具

- ㉓ 容器  
容量百ミリリットル以上のももの
- ㉔ 付表第一の一に掲げる器具

##### 二 測定の手順

- ㉓ 温泉井戸において温泉水の中に容器を沈め、容器の内部の温泉水を温泉の採取に伴い発生するガスで置換する。
- ㉔ 当該容器を下方に向けたまま静かに水面上に持ち上げ、直ちに、携帯型の可燃性ガス測定器を用いて、容器の内部のメタンの濃度を測定する。
- ㉕ ㉓及び㉔の操作を三回以上行い、測定された濃度のうち最も高いものを測定結果とする。

##### 備考

- 一 本文二の㉓の操作において、水面の面積が狭いこと等により温泉水の中に容器を沈めることが困難な場合には、温泉井戸から移し替えた温泉水の中に容器を沈め、容器の内部の温泉水を温泉の採取に伴い発生するガスで置換してもよい。
- 二 本文二の㉓の操作において、温泉の採取に伴い発生するガスが少量であり、容器の内部の温泉水を当該ガスで全て置換できない場合には、できる限り当該ガスで置換し、温泉水の中で容器を密栓した後、本文二の㉓及び㉔の操作に代えて、規格K二三 一の五に定める方法により容器の内部のメタンの濃度を測定してもよい。ただし、容器の中に酸素が含まれている場合は、測定された全酸素の濃度から空気の量を算定し、メタンの濃度を補正する。